

## 苗の残留農薬検査にみる農薬の「適正使用」の限界 —規制の盲点で広がるネオニコチノイド系農薬

1. はじめに
2. 調査の方法
3. 調査結果
4. 農薬使用管理の落とし穴
5. グリーンピース・ジャパンの提言

### 1. はじめに

化学農薬や合成肥料など、化学物質を多用する「工業型農業」では、最終的に商品となる野菜や果物に残留する化学農薬が基準以下であることが求められるが、一般に、その生育過程で使用される農薬の種類や量に関する情報が消費者のもとに届くことはない。

しかし、都道府県ごとに設定する、農薬の延べ使用回数の上限は、たとえばトマトやナス、キュウリなど今が旬の果菜類では数十回にのぼり<sup>1</sup>、その回数を減らす「減農薬」、「特別栽培」には浸透性で残留性の高いネオニコチノイド系農薬がしばしば使われる、といった問題をかかえている。

今回、国際環境 NGO グリーンピース・ジャパンでは以下 2 つの目的のもと、野菜苗の分析調査を行った。

- (1) 慣行の農産物の初期の生育過程を知る
- (2) 消費者の手元に届く苗に使用される農薬の実態を知る

### 2. 調査の方法

#### 2.1 苗サンプルの入手

2016年5月19日から21日にかけて首都圏のJA、園芸主力のホームセンター、一般のホームセンターの店頭で、トマト苗3点、ナス苗3点、ピーマン苗1点、キュウリ苗2点のポット入り苗計9点を購入した（別紙1参照<sup>2</sup>）。

#### 2.2 分析

- ・分析対象

<sup>1</sup> たとえばミニトマト 49回（群馬県）ナス 60回（鹿児島県）、キュウリ 60回（千葉県）など

<sup>2</sup> 別紙1 [http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20160620\\_SeedlingInfo.pdf](http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20160620_SeedlingInfo.pdf)

ポット入り苗はすべて、土から上の部分のみ（茎、葉、花）を分析した。

・分析項目

次の①および②の項目について一斉分析した。

①一般に残留が検出されることが多いとされる農薬 260 種（GC/MS 法：厚生労働省通知の方法に準じる<sup>3</sup>）

②ネオニコチノイド系農薬とフィプロニルを合わせた浸透性農薬 9 種類（LC/MS/MS 法）

・分析機関

使用機器等から分析の質が確保され、またネオニコチノイド系農薬 9 種類の一斉検査を国内で唯一受託する株式会社食環境衛生研究所（群馬県）に分析を委託した。

### 3. 調査の結果

#### 3.分析結果

分析結果の概要を表 1 にまとめた<sup>4</sup>。

- a. 分析した 9 点の苗のうち 4 点から、使用が表示されていない農薬が検出された。これらの 4 点はいずれも接ぎ木苗だった。
- b. 表示なく検出された農薬は 5 種類あり、うち 3 種類（ジノテフラン、アセタミプリド、イミダクロプリド）がネオニコチノイド系農薬、1 種類が殺菌剤のフルジオキシニルだった。
- c. 使用が表示されている農薬のうち、検出されたものはネオニコチノイド系農薬のみだった（別紙 1 の詳細表参照）。

---

<sup>3</sup> 厚生労働省 GC/MS による農薬等の一斉試験法（農産物）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075497.html>

<sup>4</sup> 分析報告書：[http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20160620\\_SeedlingTest.pdf](http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20160620_SeedlingTest.pdf)

表1 (詳細表は別紙1を参照)

メーカー	販売店舗	製品名	農薬表示	残留農薬・濃度 (ppm) 下線は表示のない農薬
カネコ種苗株式会社	JA 東京むさし三鷹緑化センター	スイートミニイエロー (トマト苗 1)	クロチアニジン 株元処理 1 回 ニテンピラム 散布 2 回 スピノサド 散布 2 回 チオファネートメチル 散布 2 回 塩基性硫酸銅 散布 2 回	クロチアニジン (0.58) <u>ジノテフラン (0.01)</u>
株式会社コメリ	コメリ 戸田氷川店	みずナス (ナス苗 1)	ジベレリン 種子粉衣 1 回 DBEDC 散布 1 回 イミダクロプリド 散布 1 回 トルフェンピラド 散布 1 回	<u>アセタミプリド (0.08)</u> イミダクロプリド (0.10)
カネコ種苗株式会社	コメリ 戸田氷川店	超やわらかナス (ナス苗 2)	ニテンピラム 散布 1 回 TPN 散布 2 回 ジノテフラン 散布 1 回 トフェンピラド 散布 1 回	ジノテフラン (1.00)
株式会社 LIXIL ビバ	スーパービバ ホーム 豊洲店	よくなる中長ナス (ナス苗 3)	表示なし	<u>ジノテフラン (0.14)</u>
Ishii Flower ※表記まま	スーパービバ ホーム 豊洲店	夏すずみ (キュウリ苗 2)	表示なし	<u>イミダクロプリド (1.69)</u> <u>フルジオキシニル (0.02)</u>

### 3.2 その他の調査結果

苗には使用農薬の表示義務があるが、9 点のうち農薬使用表示自体がないものが 3 点あった。このうちナス苗 3、キュウリ苗 2 の販売店に問い合わせたところ、本社に問い合わせればわかるとの返答ののち、使用農薬について情報提供があった (提供された情報については別紙 1 を参照)。

## 4. 農薬使用管理の落とし穴

今回の分析で、表示されていない農薬が検出された苗は、いずれも接ぎ木苗だった。接ぎ木苗では、穂木 (接ぎ木の上の部分) に使われた農薬は種子処理に使用したものも含めて表示の義務があるが、台木 (下の部分) を育てる際に使用された農薬は表示されない。このため、表示されていない農薬については次の 2 つの理由が考えられる。

- (1) 穂木に使用した農薬を表示していなかった
- (2) 接ぎ木苗の台木の育成に使用していた農薬だった

今回の調査では、2つの理由のうちのどちらなのか特定はできないが、いずれであっても次の理由により問題は大きいと言える。

- ・ (1) のケースは違反となる。
- ・ (2) のケースは「指定苗制度に関する Q&A」<sup>5</sup>の問 31 とその答によると、接ぎ木前の台木に使用した農薬は表示する必要はないとされる。

(2) のケースに当てはまるとすれば制度上の重大な欠陥である。なぜなら、ポットの苗は土の部分ごと植え付けることが想定されており、台木の生育過程で農薬が株元散布や土壌混和された場合、そのまま畑や菜園に持ち込まれるにもかかわらず、その事実が一切明らかにされないからである。

農林水産省によれば、「台木に使用した農薬を表示しなくてよい」とする法的な根拠はなく、農薬対策室と知的財産課で取り決めた Q&A があるのみという。また、表示が必要でないとする理由を、台木は苗のわずかな部分に過ぎないから、また穂木と台木とダブルカウントになる等とも説明する<sup>6</sup>。

しかし、次の理由からこの説明は妥当ではない。

- ・ 今回の調査結果からは、表示されている農薬に近い濃度で非表示の農薬が検出されている
- ・ 根元や土に使用された農薬は、長期的に植物に吸収されたり土壌環境に広がったりするおそれがある
- ・ 穂木に用いた種子処理の農薬さえ表示させている

さらに、苗の段階で農薬使用が管理されていないという大きな抜け穴は、次のような問題をはらんでいる。

- ・ 表示義務がないことにより、トータルの使用農薬とその回数は誰にも把握できなくなっている
- ・ 特別栽培のように農薬の使用回数で付加価値を与える場合、回数を偽る結果となり、結果として、農産物を購入する消費者を裏切る恐れがある
- ・ ただでさえ緩い農薬使用のルールが守られなくなる恐れがある
- ・ 無農薬の苗を購入したい消費に偽りの情報を与える恐れがある
- ・ ナスやトマトはすでに開花している時期であり、ネオニコチノイド系農薬の検出が多かったことから、ミツバチなど花粉媒介生物に対するネオニコチノイド系農薬の害を防ぐことをさらに難しくしている

## 5. グリーンピース・ジャパンの提言――ずさんな農薬使用管理にどう対応すべきか

農林水産省も農薬メーカーもこれまで農薬は「適正な使用」がなされれば問題はないと繰り返ししてきた。しかし、ここまでみてきたように、現在のルールでは農薬使用の実態が把握

<sup>5</sup> 指定種苗制度に関する Q&A (未定稿) 平成 27 年 10 月版  
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/pdf/qandah27.pdf>

<sup>6</sup> 2016 年 6 月 14 日、15 日の農林水産省への電話問い合わせ

しきれていないことが明らかである以上、「適正な使用」にもはや根拠がない。ずさんなルールによる農薬使用から脱却し、環境汚染や健康影響の問題を根本から解決するため、グリーンピース・ジャパンは次の3点を提言する。

### **I. 農業、環境、食に関する政策で、農薬使用の最小化、摂取の最小化を明確に打ち出す**

農薬の登録、使用の前提となっている「適正な使用」の信頼性は農林水産省やメーカーが標榜するほど期待できない以上、農林水産省、厚生労働省は農薬の使用および摂取も最小化を基本とする必要がある。

### **II. ネオニコチノイド系など浸透性農薬の使用規制をする**

今回、表示のあるものもないものも含め、ミツバチに毒性の強いネオニコチノイド系農薬が多く検出された。それらが表示のないまま圃場や家庭の菜園へ定植されていけば、水溶性、残留性をもつ浸透性農薬のリスクは知らない間に広がっていく。多くの国や地域でこうした農薬の使用が規制されている今日、こうしたリスクを避けるためにもネオニコチノイド系などの浸透性農薬の使用規制を日本でも早急に導入すべきである。

### **III. 生態系農業へのシフトを急ぐ**

有機農業は、国際的に「土壌・自然生態系・人々の健康を持続させる農業生産システムである。」とも定義されるように<sup>7</sup>、健康な食を提供し、かつ土壌や生物多様性を守り育てるところにその価値と将来性がある。化学農薬や遺伝子組み換えに頼る工業型の農業モデルの問題点が出ている今日、農家が有機農業にシフトできるよう、行政、そして消費者と生産者をつなぐ小売店は、それぞれ農家への支援や有機農産物の拡大を後押しするようサプライチェーンの環境を早急に整えるべきである。

グリーンピース・ジャパンは、国内大手小売業の農薬管理の実態や、有機農産物販売状況を調査し、「Go オーガニックランキング」を2016年5月に発表した。安全で生態系をまもる農産物を望む消費者とともに、小売業に有機農産物の調達・販売方針の強化を求める「Go オーガニック」署名を展開している。

参考資料：<http://act-greenpeace.jp/food/organic-ranking2016/>

＜お問い合わせ＞

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン TEL 03-5338-9800

食と農業担当：関根彩子 TEL 090-1793-5423 Email ayako.sekine@greenpeace.org

広報担当：土屋亜紀子 TEL 080-3930-3342 Email akiko.tsuchiya@greenpeace.org

この調査は一般社団法人アクト・ビヨンド・トラストの2016年度助成を受けています。

<sup>7</sup>国際有機農業推進連盟 (International Federation of Organic Agricultural Producers, IFOAM) 定義  
[http://infohub.ifoam.bio/sites/default/files/page/files/dooa\\_japanese.pdf](http://infohub.ifoam.bio/sites/default/files/page/files/dooa_japanese.pdf)